

環自国発第 2403299 号  
令和 6 年 3 月 29 日

各都道府県担当部局長 殿

環境省自然環境局  
国立公園課長  
(公印省略)

### 風力発電施設に係る申請の処理について

国立・国定公園の特別地域における風力発電施設の設置に係る自然公園法に基づく申請の処理については、平成 15 年当時、風力発電施設専用の自然公園法上の審査基準がなかったことから、環境省では関係分野の専門家から構成される検討会を設置し、国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方について主な論点の整理、検討を進めた。そして平成 16 年 2 月に「国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方」（以下「基本的考え方」という。）を作成し、わが国の自然景観、国立・国定公園の制度の現状や風力発電施設の特性と意義、並びに国立・国定公園内における風力発電施設専用の審査基準を設けることに向かた考え方について取りまとめた。この基本的考え方を踏まえて、平成 16 年 4 月には自然公園法施行規則を改正し、風力発電施設に係る審査基準を設けた（自然公園法施行規則第 11 条第 11 項）。

上記の経緯等を踏まえ、風力発電施設に係る申請の処理について、以下の点に留意しつつ、迅速かつ適切に実施されたい。

- 基本的考え方は風力発電施設専用の審査基準を設けることに向かた考え方を取りまとめたものであり、これ自体は審査基準ではないことから、国立・国定公園において風力発電施設を設置する行為について、基本的考え方のみをもって設置を拒否することはできない。
- 風力発電施設を設置する行為に適用される審査基準は、自然公園法施行規則第 11 条第 11 項並びに第 38 項に定められる許可基準及び各国立・国定公園ごとの管理運営計画等に定められる審査基準であるため、これらの基準に基づいて適切に審査されたい。